

2020年公認会計士試験合格者向け特別号

Contents

- 一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報 2
- 《実務補習特集》 4

「職業的専門家としての使命感を!!」

～柳澤 義一 日本公認会計士協会 副会長～

「令和2年公認会計士試験合格者に向けて」

～鶴田 光夫 実務補習責任者・日本公認会計士協会 常務理事～

「実務補習所に入所される皆さんへ」

～後藤紳太郎 日本公認会計士協会 常務理事～

「東京実務補習所に入所される皆さんへ」

～滝沢 勝己 東京実務補習所運営委員会 委員長～

「東海実務補習所に入所される皆さんへ」

～小笠原修文 東海実務補習所運営委員会 委員長～

「近畿実務補習所に新たに入所される皆さんへ」

～中尾 志都 近畿実務補習所運営委員会 委員長～

「九州実務補習所へ入所される皆さんへ」

～加藤 太一 九州実務補習所運営委員会 委員長～

「職業的専門家としての使命感を!!」

日本公認会計士協会 副会長(後進育成担当)
一般財団法人会計教育研修機構 理事
東京実務補習所 所長

柳澤 義一



公認会計士の使命(公認会計士法 第1条)

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

これはご存知の公認会計士の使命条項と言われる公認会計士法 第1条です。

だれが何のために皆さんに国家試験である公認会計士試験の受験の機会を与え、そしてその合格者に対して実務補習所というものを提供し、会計・監査のプロを養おうとしているのか、考えてみてほしいと思います。

それは、皆さんに一生の生活の糧を与えるためでも、公認会計士という肩書を与えて何かかっこいいビジネスを成功させて一儲けしてもらおうなどということでもありません。皆さんは我が国の国民経済の健全な発展に寄与するために今ここにいるのです。

まずもって、そのことをはっきりと自覚してください。そのうえで、公認会計士試験合格おめでとうございます。そして実務補習所によろしく。歓迎いたします。

公認会計士という資格は一身専属の資格であり、生涯、自身のみで資格として続きます。人生100年時代、皆さんは生涯、公認会計士です。そして生涯、持ち続けなくてはならないのが職業的使命感です。職業的使命感とは何か、その解は自ら考え求めてください。

日本公認会計士協会の元会長である川北博先生は、その著書「新潮流 監査人の独立性」(同文館出版)において下記の言葉を述べています。

「監査人の独立性に関していえば、大きな不祥事等の生起のたびに法令等の基準(ルール)が整

備強化されるということは、当然に義務論ルール思考の先行を意味している。しかし、目的論思考がこれに追随しなければ、どんなにルールを整備しても企業の不正や監査の失敗、特に監査人の独立性の欠落を予防することはできない。義務論的思考と目的論的思考は、その双方のバランスが必要で、いずれかにぶれることは本来避けなければならないのである。」

青山学院大学大学院の町田祥弘教授がその編著「わが国監査規制の新潮流」において注釈されていますが、ここに出てくる義務論ルール思考(義務論的思考)とは、「ルールに基づく義務を果たせば監査人の社会的責任は完結される」という考え方であり、一方、目的論的思考とは、「監査人のpublic interestに対する奉仕」を目指す考え方です。

さらに川北先生のことは、次のように結ばれています。「監査人の「心」に立ち入ることはたしかに至難であるけれども、職業倫理として普遍性のある考え方を整理し、職業専門家を教育することはすこぶる重要である。監査人に対する一般的な教育とともに監査人の入門教育では、特に職業倫理教育が重視されなければならない。職業倫理教育こそが具体的な不祥事予防のための実行可能な施策としてプロフェッションに重視されなければならないことをあらためて強調してむすびとする。」

実務補習所で何を学ぶべきか、それは一人ひとりが考えて欲しいと思います。

私が実務補習所に入所したのは、40年前の昭和56年です。そのときの日本公認会計士協会の会長が川北博先生でした。私は、先生から多くの教えを頂き、公認会計士としての職業的使命感というものを培うことができたと思っています。今もその教えが私の心の中で生きています。